

株 主 各 位

第87期定時株主総会資料 (交付書面に記載していない事項)

事業報告

- | | | |
|--------------------|---|----|
| 1. 企業集団の現況に関する事項 | … | 1頁 |
| 2. 会社の株式に関する事項 | … | 3頁 |
| 3. 会社の新株予約権等に関する状況 | … | 3頁 |
| 4. 会社役員に関する事項 | … | 4頁 |
| 5. 会計監査人の状況 | … | 5頁 |
| 6. 会社の体制及び方針 | … | 6頁 |

連結計算書類

- | | | |
|----------------|---|-----|
| ・ 連結株主資本等変動計算書 | … | 9頁 |
| ・ 連結注記表 | … | 10頁 |

計算書類

- | | | |
|--------------|---|-----|
| ・ 貸借対照表 | … | 20頁 |
| ・ 損益計算書 | … | 21頁 |
| ・ 株主資本等変動計算書 | … | 22頁 |
| ・ 個別注記表 | … | 23頁 |

監査報告

- | | | |
|-------------------|---|-----|
| ・ 連結計算書類に係る会計監査報告 | … | 28頁 |
| ・ 計算書類に係る会計監査報告 | … | 30頁 |
| ・ 監査役会の監査報告 | … | 32頁 |

株式会社今仙電機製作所

電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に書面で交付していない事項を本資料に記載しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
自動車部品関連事業	車両用シートアジャスタ、電子ユニット、ホーン、ランプの製造・販売
ワイヤーハーネス関連事業	航空機・工作機械用ワイヤーハーネス、各種計測機器・電子機器の製造・販売
福祉機器関連事業	身体障がい者用車いす、義足の製造・販売、無動力歩行支援機の製造・販売

(2) 主要な営業所及び工場等

① 当社

本社 愛知県犬山市字柿畑1番地

② 当社営業所及び工場

営業所

名称	所在地
広島テクニカルセンター	広島県東広島市
栃木テクニカルセンター	栃木県芳賀郡芳賀町
ドイツ支店	ドイツ フランクフルト市
横浜営業所	神奈川県横浜市

- (注) 1. 2023年9月8日付で東京支店を閉鎖いたしました。
2. 2023年9月11日付で横浜営業所を開設いたしました。

工場

名称	所在地	生産品目
名古屋工場	愛知県犬山市	シートアジャスタ
広島工場	広島県東広島市	電子ユニット、ランプ
可児工場	岐阜県可児市	ランプ
岡山工場	岡山県倉敷市	シートアジャスタ、ランプ
八百津工場	岐阜県加茂郡八百津町	シートアジャスタ
春里工場	岐阜県可児市	ランプ、アッシュトレイ
岐阜工場	岐阜県加茂郡八百津町	シートアジャスタ

(3) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,177名 (900名)	250名減 (253名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が減少した主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,231名 (369名)	184名減 (188名増)	43.7歳	20.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が減少した主な理由は、希望退職者募集の実施によるものであります。

(4) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,272
株式会社三井住友銀行	419

2. 会社の株式に関する事項

(1) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月18日開催の第82期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度中に付与した譲渡制限付株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	23,892株	6名
社 外 取 締 役	0株	0名
監 査 役	0株	0名

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、2022年11月25日から2023年10月10日の間、市場取引により1,150,000株の当社普通株式を総額784,470,100円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約に関する事項

(責任限定契約に関する内容の概要)

当社は、現行定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社定款に基づき当社と社外取締役3名及び監査役4名と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

各社外取締役及び各監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又はその責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(百万円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるリファード業務及び会計基準対応支援業務に関する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、株主総会の付議事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を定めております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - I 今仙グループの取締役及び使用人は、倫理憲章、企業行動規範から成る「今仙グループ倫理綱領」(以下「倫理綱領」という。)に従い行動する。
 - II 当社は、「倫理綱領」に基づく行動を担保するため、コンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置するとともに、内部通報制度の適正な運用を図る。
 - III 今仙グループ子会社は、「倫理綱領」の遵守状況について定期的に倫理委員会に報告する。
 - IV 当社は、社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、取締役会の他、重要な会議に参画することで、経営の意思決定及び業務執行を監督する体制を強化する。
 - V 内部監査部門である内部統制推進室は、当社使用人の職務の執行状況について内部監査を実施し、コンプライアンス違反の未然防止を図る。
 - VI 今仙グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - I 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に則り、適切に保存・管理する。
 - II 機密情報及び個人情報については、「情報セキュリティ規程」、「個人情報管理規程」に則り適切に管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - I 「リスクマネジメント規程」に則り、今仙グループの企業活動及び経営に重要な影響を与えるリスクの実態並びにその及ぼす影響を把握し、リスクがもたらす損失の最小化を図る。
 - II 当社は、リスクマネジメント委員会を設置し、今仙グループのリスクを管理監督し、内部統制システムの維持、向上を図る。
 - III 今仙グループの取締役及び管理監督者は、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、リスクマネジメント委員会に報告するとともに適正な対策を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - I 今仙グループは、中長期経営計画を策定し、その目標の実現に向けた具体的な施策である重点展開方針に沿って職務を執行する。
 - II 当社は、執行方針及び経営戦略の検討・審議、執行状況の管理・統制などを効率的に行うため、取締役で構成する各種会議体を設置する。また、執行役員制度を導入することで、取締役会の機動性向上、監督機能の強化並びに業務遂行の迅速化、執行責任の明確化を図る。
 - III 今仙グループ各社は、組織、業務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

- ⑤ 今仙グループ子会社の業務の適正を確保するための体制
 - I 関係会社担当取締役及び管理を担当する部署を設置する。また、必要に応じて当社の役員又は使用人に今仙グループ子会社の取締役及び監査役を兼務させることができる。
 - II 今仙グループ子会社の重要事項の決定に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会の事前承認を受ける。
 - III 当社の取締役及び子会社の取締役社長で構成する中央経営協議会にて、今仙グループ子会社から経営状況の報告を受ける他、その執行状況についてのモニタリングを行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制の体制整備と運用評価を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - I 監査役の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、適任者を監査役職務補助専任者として任命するものとし、当該使用人の評価等身分の決定は、監査役会の同意を得て行う。
 - II 監査役の職務を補助する使用人は、監査役又は監査役会の指示のもと職務を遂行する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - I 監査役は、重要な会議に出席し各職制の重要な業務の報告を受けることができるとともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧することができる。
 - II 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある問題・事実を発見したときは、適時適切に監査役への報告を行う。
 - III 「内部通報制度運営要領」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - IV 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を「内部通報制度運営要領」に定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - I 代表取締役、取締役及び子会社の代表取締役と面談により重要課題事項についての意見及び情報交換を行うことで監査の実効性の確保に努める。
 - II 内部統制推進室及び会計監査人から定期的に監査結果について説明を受けるとともに、協議及び意見交換するなどして綿密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組

当社は、「今仙グループ倫理綱領」を制定し、今仙グループの全役職員に対し、これを要約した「今仙グループ倫理綱領カード」を携帯させて法令遵守の周知徹底を図っております。

当社は、コンプライアンス委員会及び倫理委員会（当社役員及び子会社の取締役社長で構成される。）を定期的に開催し、当社グループの法令遵守状況について確認しております。

また、国内グループ子会社全社に内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反の早期発見と未然防止に努めております。

② リスク管理体制

今仙グループの企業活動及び経営に重要な影響を与えるリスクを管理監督するため、リスクマネジメント委員会を原則四半期に1回開催し、リスクの管理状況を取締役会へ報告しております。

また、危機管理や災害時の対応マニュアルを社内規程として整備し、大規模地震を想定した訓練を毎年実施しております。

③ 今仙グループ子会社の業務の適正の確保

当社は、中央経営協議会を定期的に開催し、各子会社の取締役社長から、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等の報告を受け、子会社の業務の適正を確保しております。

また、グループ子会社を担当する取締役及び管理する部門を設置し、各子会社から月次業績の報告を受ける他、情報共有を図るなどグループ子会社のモニタリングを行っております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会及び中央経営協議会への出席、常勤監査役によるその他の重要な会議への出席並びに取締役、使用人からのヒアリングを通して、当社の内部統制の整備、運用状況についての確認を行っております。

また、内部監査部門及び会計監査人と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	7,289	7,041	28,021	△763	41,589
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△299		△299
親会社株主に帰属する当期純損失			△71		△71
自 己 株 式 の 取 得				△389	△389
自 己 株 式 の 処 分			△1	17	15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△373	△372	△745
当 期 末 残 高	7,289	7,041	27,647	△1,135	40,843

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,002	4,783	135	6,921	376	48,887
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△299
親会社株主に帰属する当期純損失						△71
自 己 株 式 の 取 得						△389
自 己 株 式 の 処 分						15
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,435	1,193	460	3,089	38	3,128
連結会計年度中の変動額合計	1,435	1,193	460	3,089	38	2,382
当 期 末 残 高	3,437	5,977	596	10,011	415	51,269

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

今仙電機股份有限公司、東洋航空電子(株)、(株)今仙技術研究所、(株)岐阜東航電、イマセン フィリピン マニユファクチュアリング コーポレーション、イマセン ビュサイラス テクノロジー インク、広州今仙電機有限公司、イマセン マニユファクチュアリング (タイランド) カンパニー リミテッド、イマセン マニユファクチュアリング インディア プライベート リミテッド、武漢今仙電機有限公司、(株)シーマイクロ、イマセン メキシコ テクノロジー エス エー デー シー ブイ、ピーティアー・イマセン パーツ インドネシア

② 非連結子会社名

(株)ナイト

(株)ナイトは小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いづれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社数 2社

イマセン ランドホールディング コーポレーション
Mazda Imasen Electric Drive(株)

②持分法を適用していない非連結子会社（(株)ナイト）は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、この会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価しております。

③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち海外連結子会社9社の決算日は主として12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の計算書類または12月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品

主として総平均法

原材料

主として移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～9年

工具、器具及び備品 1～12年

無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、残価保証の取決めがあるリース取引は当該残価保証額、その他については零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

製品のクレーム費用の支払に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

収益

当社グループは主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の自動車シートメーカーを顧客としております。製品の販売については、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、製品を納入した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、少額の場合を除き5年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

有形固定資産 20,763百万円
無形固定資産 943百万円

有形固定資産及び無形固定資産について、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損の兆候があるものとして、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、将来キャッシュ・フローを見積り、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りには、翌年度以降における賃金上昇、原材料費高騰、中国市場における日本車の販売不振などの影響をはじめとする市場環境の変化や、当社グループの受注状況等に関する仮定が含まれます。

当連結会計年度における将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、翌連結会計年度以降、賃金上昇、原材料費高騰、中国市場における日本車の販売不振などの影響が一定期間継続するものと仮定しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な市場環境の変化等により固定資産の評価に関する判断が変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

当連結会計年度においては、当社グループが保有する固定資産について、減損損失は計上しておりません。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 8,862百万円（評価性引当額控除前の金額を記載しております。）

当社グループは、将来減算一時差異、繰越欠損金及び税額控除のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しています。その前提として、将来課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき将来課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。

将来課税所得の見積りには、翌年度以降における賃金上昇、原材料費高騰、中国市場における日本車の販売不振などの市場環境の変化や、当社グループの受注状況等に関する仮定が含まれます。

当連結会計年度における将来課税所得の見積りにあたっては、翌連結会計年度以降、賃金上昇、原材料費高騰、中国市場における日本車の販売不振などの影響が一定期間継続するものと仮定しております。

ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な市場環境の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する判断が変化した場合には、結果として将来追加で繰延税金資産を減額する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	68,258百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
(工場財団)	
建 物	137百万円
土 地	30百万円
(その他)	
建 物	776百万円
土 地	860百万円
合 計	1,805百万円
② 担保に係る債務	
長期借入金	1,446百万円
(1年内返済予定額を含む)	

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失戻入益

減損損失戻入益は、在外連結子会社において実施した建物及び構築物に係る国際財務報告基準に基づく減損損失の戻入益であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	23,475,352株
(2) 配当に関する事項	
① 配当金支払額	

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	百万円 168	7.5円	2023年3月31日	2023年5月31日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	百万円 131	6.0円	2023年9月30日	2023年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	百万円 131	6.0円	2024年3月31日	2024年6月7日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に自動車部品関連事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しているほか、短期的な運転資金については銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、外貨建債権債務等及び借入金の高の範囲内で個別的に利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建債権債務等については為替相場の変動によるリスクに晒されておりますが、当該リスクを回避する目的で、為替予約取引等を利用しております。また、借入金は市場金利変動によるリスクがありますが、将来の金利上昇によるリスクを回避するとともに、借入金に係る資金調達コストの軽減を図る目的で、金利スワップ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行としており、契約不履行に係る信用リスクはほとんど無いと判断しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクについては、社内規程に基づき営業部門が取引先の状況をモニタリングするほか、経理部門も入金・残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

為替変動リスクや市場金利変動リスクについては、為替予約取引等や金利スワップ取引を利用することでリスクの軽減を図っており、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内規程に基づき経理部門が一元的に実行及び管理を行い、定期的に経理部門担当取締役に対し報告し、経理部門担当取締役は取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（注）をご参照ください。）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 投資有価証券	7,147	7,147	-
(2) 長期借入金 （1年内返済予定のものを含む）	(3,521)	(3,517)	(4)

（*）負債に計上されているものについては、（）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	106

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	7,147	-	-	7,147

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	3,517	-	3,517

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	693	126	*	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	685	-	△19	先物為替相場によっております。

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	地域			合計
	日本	北米	アジア	
シート・電装	25,880	27,320	27,668	80,870
電子	9,929	1,531	2,882	14,344
その他	4,515	－	－	4,515
顧客との契約から生じる収益	40,326	28,852	30,551	99,730
外部顧客への売上高	40,326	28,852	30,551	99,730

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、(4) 会計方針に関する事項、④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	21,883
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	23,049

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループに予想期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引対価に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
(2) 1株当たり当期純損失

2,322円92銭
△3円26銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、同日売却いたしました。これにより、2025年3月期に投資有価証券売却益（特別利益）を計上いたします。

(1)投資有価証券売却理由

当社はコーポレートガバナンス・コードに基づき、政策保有株式の保有効果を検証した上で保有の適否を判断し、縮減を進めており、売却により財務体質の強化を図り、将来の事業拡大に向けた投資に備えるものであります。

(2)投資有価証券売却の内容

①売却株式銘柄	本田技研工業株式会社
②売却日	2024年5月13日
③売却株式数	2,290,300株
④売却額	4,021百万円
⑤投資有価証券売却益	2,989百万円

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,463	流動負債	14,081
現金及び預金	2,034	支払手形	27
受取手形	117	電子記録債権	5,086
電子記録債権	5,730	買掛金	3,151
売掛金	8,231	短期借入金	600
製品	1,030	1年内返済予定の長期借入金	1,277
原材料	2,277	リース債務	334
仕掛品	736	未払金	1,000
貯蔵品	467	未払法人税等	78
前払費用	269	未払費用	964
短期貸付金	4,498	賞与引当金	675
未収入金	567	製品保証引当金	49
その他	499	設備関係支払手形	0
固定資産	23,490	営業外電子記録債権	199
有形固定資産	10,331	その他	635
建物	3,453	固定負債	1,757
構築物	183	長期借入金	307
機械及び装置	2,043	リース債務	604
車両運搬具	7	退職給付引当金	768
工具、器具及び備品	1,119	繰延税金負債	76
土地	3,395	その他	0
建設仮勘定	127	負債合計	15,838
無形固定資産	724	(純資産の部)	
借地権	135	株主資本	30,883
ソフトウェア	574	資本金	7,289
その他	13	資本剰余金	7,022
投資その他の資産	12,435	資本準備金	7,022
投資有価証券	6,713	利益剰余金	17,706
関係会社株式	3,410	利益準備金	210
関係会社出資金	1,923	その他利益剰余金	17,495
長期貸付金	922	固定資産圧縮積立金	149
前払年金費用	129	別途積立金	5,428
その他	22	繰越利益剰余金	11,917
貸倒引当金	△686	自己株式	△1,135
		評価・換算差額等	3,232
		その他有価証券評価差額金	3,232
資産合計	49,954	純資産合計	34,115
		負債純資産合計	49,954

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		48,224
売上原価		44,314
売上総利益		3,909
販売費及び一般管理費		4,536
営業損失		△627
営業外収益		2,420
受取利息及び配当金	2,061	
為替差益	261	
その他の	97	
営業外費用		286
支払利息	35	
貸倒引当金繰入額	183	
その他の	67	
経常利益		1,506
特別利益		420
固定資産売却益	139	
投資有価証券売却益	280	
特別損失		1,864
固定資産処分損	3	
投資有価証券売却損	2	
関係会社株式評価損	1,072	
特別退職金	786	
税引前当期純利益		62
法人税、住民税及び事業税	409	
法人税等調整額	△977	△567
当期純利益		629

株主資本等変動計算書

（2023年4月1日から
2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	7,289	7,022	7,022	210	149	5,428	11,590	17,378
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△299	△299
当 期 純 利 益							629	629
自己株式の取得								
自己株式の処分							△1	△1
株主資本以外の項目 の事業年度中 の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	327	327
当 期 末 残 高	7,289	7,022	7,022	210	149	5,428	11,917	17,706

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株 主 資 本 計	その他有価証券評価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	△763	30,927	1,937	1,937	32,865
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△299			△299
当 期 純 利 益		629			629
自己株式の取得	△389	△389			△389
自己株式の処分	17	15			15
株主資本以外の項目 の事業年度中 の変動額（純額）			1,294	1,294	1,294
事業年度中の変動額合計	△372	△44	1,294	1,294	1,250
当 期 末 残 高	△1,135	30,883	3,232	3,232	34,115

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法による原価法を採用しております。 |
| (2) デリバティブ取引の評価基準 | 時価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。 |
| ① 製品・仕掛品 | 総平均法 |
| ② 原材料 | 移動平均法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |
| (4) 固定資産の減価償却の方法 | |
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額については、残価保証の取決めがあるリース取引は当該残価保証額、その他については零とする定額法によっております。 |

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支払に備えるため、過去の実績を基礎にして発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により発生年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

収益

当社は主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の自動車シートメーカーを顧客としております。製品の販売については、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、製品を納入した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価から、有償受給取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。

(7) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理を採用しており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

有形固定資産 10,331百万円

無形固定資産 724百万円

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産 8,460百万円（評価性引当額控除前の金額を記載しております。）

連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	42,828百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	8,854百万円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	900百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	859百万円
(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
(工場財団)	
建 物	137百万円
土 地	30百万円
(その他)	
建 物	660百万円
土 地	688百万円
合 計	<u>1,517百万円</u>
② 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,446百万円
(6) 保証債務	
以下の関係会社に対し、保証を行っております。	
イマセン メキシコ テクノロジー エス エー デー シー ブイ	1,438百万円
イマセン ビュサイラス テクノロジー インク	<u>2,225百万円</u>
合 計	<u>3,663百万円</u>

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	16,547百万円
(2) 関係会社からの仕入高	2,818百万円
(3) 関係会社への営業費用	924百万円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引高	1,859百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,582,748株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	17百万円
賞与引当金	206百万円
製品保証引当金	15百万円
退職給付引当金	195百万円
関係会社株式	2,773百万円
貸倒引当金	209百万円
仕掛開発費	1,276百万円
繰越欠損金	2,540百万円
繰越外国税額控除	594百万円
減損損失	112百万円
その他	514百万円
繰延税金資産小計	8,457百万円
評価性引当額	△7,052百万円
繰延税金資産合計	1,405百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△65百万円
その他有価証券評価差額金	△1,415百万円
繰延税金負債合計	△1,481百万円
繰延税金負債の純額	△76百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	テイ・エス・テック株式会社	被所有 直接36.5	シートアジャスタの製 品販売、役員の兼任	製品の販売	4,051	売掛金 電子記録債権	564 877

(2) 関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	イマセン ビュサイラス テクノロジー インク	所有 直接100.0	シートアジャスタの製 品販売、債務の保証、 資金の貸付	製品の販売 債務保証 資金の貸付	5,708 2,225 2,937	売掛金 短期貸付金	2,023 2,937
	広州今仙電機有限公司	所有 直接100.0	シートアジャスタの製 品販売	製品の販売	1,897	売掛金	183
	イマセン マニュファクチュア リング(タイランド) カンパ ニー リミテッド	所有 直接100.0	シートアジャスタの製 品販売	製品の販売	2,394	売掛金	295
	イマセン メキシコ テクノロ ジー エス エー デー シー プ イ	所有 直接100.0	債務の保証、資金の貸 付	債務保証	1,438	短期貸付金 長期貸付金	800 500
	イマセン マニュファクチュア リング インディア プライベ ート リミテッド	所有 直接99.9	資金の貸付	資金の貸付	400	短期貸付金 長期貸付金	400 400

- (注) 1 製品の販売等については、市場価格等を勘案し、交渉の上で決定しております。
2 債務保証は、同社の銀行借入に実施したものであります。
3 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率は合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,558円31銭
(2) 1株当たり当期純利益 28円61銭

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 9.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社今仙電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社今仙電機製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社今仙電機製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社今仙電機製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 敦 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社今仙電機製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社今電機製作所 監査役会

常勤監査役 奥田 朋 近 ㊟

常勤監査役 岩 本 靖 雄 ㊟

社外監査役 長谷川 周 義 ㊟

社外監査役 久志本 修 一 ㊟

以 上